

# 令和5年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和6年2月20日（火）東北防衛局 8階 第2会議室
委員	委員長：梶川 伸哉（大学教授） 委員：上林 佑（弁護士） 委員：伊永 大輔（大学教授） 委員：棚橋 則子（大学准教授）

## I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	東北防衛局 令和5年10月1日 ～ 令和5年12月28日
審議対象件数	46件

### 1 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数		13件	（審議概要）  ・契約状況の説明 ・抽出案件の概要説明 ・抽出案件の審議  <b>【報告事項】</b> ・指名停止措置状況 ・低入札価格調査実施状況
建設工事等	一般競争（政府調達協定対象）	1件	
	一般競争（政府調達協定対象外）	12件	
	指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	0件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見質問  ○それに対する回答等	<b>【抽出案件】</b>  1) 業務に係る1者応札について  ①海自大湊（5）油脂庫新設土木設計 ②海自大湊外（5）建築工事監理業務 ③三沢（5）建築工事監理業務 ④海自八戸外（5）建築工事監理業務 ⑤空自秋田外（5）建築工事監理業務 ⑥陸自秋田外（5）設備工事監理業務 ⑦神町外（5）設備工事監理業務 ⑧郡山外（5）建築工事監理業務 ⑨三沢外（5）隊舎空調機改修設備その他調査検討  ・上記、事案は、応札者が1者となっているが、公告に示された入札参加条件は、特定の者を指定するものではないか。具体的に入札参加条件を説きたい。	・①から⑨の入札参加条件は、概算金額から一般競争参加資格の級別格付を設定し緩和された実績等を条件としていることから、幅広く応募を募るものであり、特定のものを指定するものではありません。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・令和5年6月28日の入札監視委員会で「技術者不足が要因」とのことであったが、本件についても技術者不足が要因と考えられるのか。</p> <p>・技術者不足を踏まえ、要件を緩和する文書が発出されたと聞いているが、文書の内容と実施した結果について説明されたい。</p> <p>・1者応札の改善に向けた更なる対応は、「同種実績の緩和」「格付の拡大（上下共）」「発注規模の拡大縮小」など多岐にわたる対策の継続的な実施や評価点の得にくい方式（実績を主な評価）から評価点の得やすい方式（特定テーマを評価）の採用等、今後の対応を説明されたい。</p>	<p>・業務にかかる1者応札事案は、「技術者不足が要因」と聞き取っています。その他に、地理的要因、地区数、事業者母体数、事業規模の大小などが要因とも考えられません。</p> <p>・文書は令和5年11月に本省より発出されました。内容は、次のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業に求める実績の緩和</li> <li>2) 配置予定管理技術者に求める経験の緩和</li> <li>3) 企業の業務成績に係る実績評価の対象範囲の拡大</li> <li>4) 優秀業務頭彰等に係る実績評価の対象範囲の拡大</li> </ol> <p>その他の対策として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5) コンサルタント等協会など関係団体への説明</li> <li>6) 新規事業者の参入のためのPR</li> </ol> <p>といった広報活動を行っています。</p> <p>結果については、発出された文書の時期から事案数が少なく、今後、精査が必要と考えます。</p> <p>・今後の対応ですが、前述の精査結果を踏まえ対応したいと考えます。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>2) 工事に係る1者応札について</p> <p>①空自大湊(5) 宿舍改修建築工事  ②空自大湊(5) 宿舍改修機械工事  ③三沢(5) 空調機改修機械その他工事  ④岩手(5) 倉庫新設等建築その他工事</p> <p>・上記、事案は、応札者が1者となっているが、公告に示された入札参加条件は、特定の者を指定するものではないか。具体的に入札参加条件を説きたい。</p> <p>・令和5年6月28日の入札監視委員会で「技術者不足が要因」とのことであったが、本件についても技術者不足が要因と考えられるのか。</p> <p>・事業規模の大小について、説明されたい。</p> <p>・分割した理由を説明されたい。</p> <p>・技術者不足を踏まえ、要件を緩和する文書が発出されたと聞いているが、文書の内容と実施した結果について説明されたい。</p>	<p>・①から④の入札参加条件は、概算金額から一般競争参加資格の級別格付を設定し緩和された実績等を条件としていることから、幅広く応募を募るものであり、特定のものを指定するものではありません。</p> <p>・工事にかかる1者応札事案は、「技術者不足が要因」と聞き取っています。その他に、事業規模の大小などが要因とも考えられます。</p> <p>・①の詳細ですが、全24戸の内16戸は前年度に既発注、残りの住戸8戸の発注事案となります。そのため、既発注の受注者のみの参加となりました。</p> <p>・予算上の都合になります。</p> <p>・文書は令和5年7月に本省より発出されました。内容は、次のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業に求める実績の緩和</li> <li>2) 配置予定技術者に求める経験の緩和</li> <li>3) 企業の工事成績に係る実績評価の対象範囲の拡大</li> <li>4) 優秀工事等顕彰等に係る実績評価の対象範囲の拡大</li> <li>5) 配置予定技術者の工事成績に係る実績評価の対象範囲の拡大</li> <li>6) 難工事に係る実績評価の対象範囲の拡大</li> </ol> <p>また、同年10月に文書が発出され更なる取り組みがなされました。</p> <p>7) 監理技術者に求める参加要件の緩和  その他の対策として</p> <p>8) コンサルタント等協会など関係団体への説明  9) 新規事業者の参入のためのPR</p> <p>といった広報活動を行っています。</p> <p>結果については、発出された文書の時期から事案数が少なく、今後、精査が必要と考えます。</p>

○委員からの意見質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>・ 1 者応札の改善に向けた更なる対応策は、「地域に係る要件」「同種実績の緩和」「格付の拡大（上下共）」「発注規模の拡大縮小」など多岐にわたる対策の継続的な実施や評価点の得にくい方式（実績を主な評価）の採用から評価点の得やすい方式（特定テーマを評価）の採用等、今後の対応を説明されたい。</p> <p>&lt;総括&gt; 実績、経験の緩和、対象範囲の拡大など実施した施策並びに説明会、PRの効果を期待し、今後に注視したいと思います。</p>	<p>・ 今後の対応ですが、前述の精査結果を踏まえ対応したいと考えます。</p>
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし
談合情報点検結果疑義	0 件 0 件	
項目	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それに対する回答等	・ なし	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・ なし	
3 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）		
審議概要	・ 審議事案に係る過去 5 年間の実績報告を行った。	
再苦情処理	・ 該当事案なし	